

ジョン・オブ・ソールズベリーの政治思想

——『ポリクラティクス』における 'res publica' 'principes' 'tyrannus' 概念をめぐる——

石 渡 明 夫

マルク・ブロックは『封建社会』のなかで、中世人のラテン語使用に関する問題を論じて、書き言葉、教養語としてのラテン語と、話し言葉としての多種多様な日常言語との二重構造を指摘し、ラテン語で当時の現実事態を表現することの困難さを強調している。例えば、キリスト教の司祭とジュピターの祭司を同一視して、「大司祭」を 'archiflumen' と訳したり、「伯」を 'consul' 「封土」を 'fiscus' と訳すなど、そのラテン語が本来持っている意味を考慮することなく使用している。「それは、ラテン語を使用している多くの人々において、内的言語から根本的に切離されたものであるという恐るべき不都合、従って、自分の思考を陳述するに際して、際限のない近似陳述が強いられるという恐るべき不都合を呈示した。」と、ブロックは結論づけている。⁽¹⁾

我々がジョン・オブ・ソールズベリーの代表的著作『ポリクラティクス』を読み込もうとする時、まず直面するのも、このラテン語

使用に関する問題である。ジョンの政治思想を扱ったとされる『ポリクラティクス』のなかで、最も重要な語句は、'res publica', 'principes', 'tyrannus' の三つの語句であるが、我々は慣習的にこれらの語句をそれぞれ「国家」、「君主」、「暴君」と訳している。しかし、それらは元来、「共和政体」、「市民の第一人者」、「共和政に反する独裁者、僭主」という意味を含む言葉である。ジョンは、こうした用語を古代ローマにおける本来の意味を踏まえて使用したのかという点、かなり疑問の余地があるわけであって、むしろ、ブロックの言うように、彼自身の思考に「近似」するラテン語を使用したということではなかったか。

この中世人のラテン語使用の問題は、より広汎には、中世人の古典理解の問題にも通じる。ジョンの生きた十二世紀は、アベラール、コンシエのギヨーム、シャルトルのティエリーをはじめとするシャルトル学派を中心に、古典古代研究の隆盛期を迎えていた。所謂「十二世紀ルネサンス」の問題であり、ジョンもシャルトル学派に学んだ代表的人文主義者の一人として、この問題の中心に据えられ

る。

「十二世紀ルネサンス」論は、C・H・ハスキンス⁽²⁾以来、数多くの研究がなされてきたが、近年の代表的な学説はR・W・サザン⁽³⁾の研究であろう。彼によれば、「十二世紀ルネサンス」と所謂「イタリア・ルネサンス」を区別するものは、古典に対する観点の違いであるという。即ち、十二世紀の人文主義者たちは、古典を古典本来の姿において、歴史的パースペクティブにおいて見るといふ視點に欠けている。E・パノフスキーはこれを「遠近法的視點の欠如」と呼んでいる⁽⁴⁾。例えば、ジョンは、キケロをはじめとする古典作家の文章を数多く引用しているが、その本来の文脈、古典の背景となる精神を理解して引用しているのではなく、自分の思考に合致した言葉のみを、継ぎはぎして引用しているのにすぎない。彼らの伝統的思考の内実は、けつして古典の精神によって影響を受けることなく、古典を単なる意匠として使用したにすぎない。サザンは、ジョンが「古典を漁り、自己の文章を夥しい引用文で飾りながら、その古典の根源の精神に徹底的に無関心で」⁽⁵⁾あつたと断定する。こうした視點から見れば『ポリクラティクス』も、確かにキケロなどの著作から数多く引用がなされているが、キケロ本来の目的であるローマ共和政の擁護、ローマ市民の主権擁護の立場を理解して書かれたものであるかという点、疑問の余地が残らざるをえない。サザンの見解と同一方向を持つH・リーベシュッツは、ジョンの古代政治思想の理解の欠如を訴え、共和政復活の目論見とはまったく無縁であることを主張している⁽⁶⁾。

しかしながら、サザン等の主張は、あくまで十二世紀人文主義者

の古典使用の方法と特徴にのみ限定されるものであつて、いささか一方的過ぎるくらいもなくはない。確かに彼らの古典の利用法は、その歴史的背景を無視したかなり雑なものであつた。しかし、田中峰雄氏が指摘しているように、彼らにとつての古典の価値、なぜ古典を利用したのかという理由に關して、サザン等の議論は、いささか断定的であつたかと思える。

ジョンの古典觀に關して、このテーマはまた別に論じなければならぬ重要な問題だが、ジョンの政治思想の評価とのからみにおいて、いささかの見通しを立てておかなければならない問題である。

ここでは、田中氏が、ジョンの古典利用は、あくまで古典を真理到達への手段として重要視したことに注目すべきであるという指摘に沿つて、田中氏とはまた別に、『ポリクラティクス』のジョン自身の言葉によつて、彼の古典觀を探り、彼の政治思想評価の一つの指針としたい。

ジョンの古典觀を示唆しているのは『ポリクラティクス』第七卷である。ジョンによれば、古代の学者たちは天球を動かす法則を見出そうとするなど、自然のさまざまな要因を調べ、宇宙の創造主を凝視したが、彼らの理性の力と自由意志への完全な信頼は、かえつて神の恩寵に対する戦いを挑むこととなつた。彼らはすべてのことを知得しようとしたが、最も偉大な事柄に關して無知であつた。また、プラトンゆかりのアカデミアのやからたちは、誤ちを犯すまいとして、逆にすべてに對し疑うといつた誤つた懷疑論に陥つた、と批判する⁽⁸⁾。

ジョンはこうした古代哲学への批判をもとに、古典古代の知識と

キリスト教の信仰との関係を論じる。古代の学芸の知識がなければ、真の学問があるとは言えないが、知識のみでは真の知恵を持つ賢者にはなりえない。真の知恵に導びくのは神の恩寵のみである。それゆえ、真理を得ようとするならばカトリックの書物を読むのが最も安全である。無知な者にいきなり異教の書物を課することは危険である。だが、信仰厚き者にとって古代の書物を学ぶことは有効である。食物はそのままの形で生体に馴染まないが、胃の中で消化されて生体へと吸収されるように、異教の書物も神の恩寵によって消化させられるならば、真理への到達手段として極めて有用なものとなる。

このようにジョンはあくまでキリスト教の立場から古典の知識を吸収しようとしたのであって、古典を客観的立場から、ありのままに受容することなど不可能であった。しかしだからと言って、ジョンの古典利用の方法が古典本来の精神に無関心であったとするサザン等の指摘が正鵠を得ているとは思われない。古典利用の方法という外形的側面よりも、彼にとって最大の価値は真理への到達であり、その手段として古典は最も有効なものの一つであるという彼の内在的側面こそ重視すべきである。真理への到達を可能にさせるものであるならば、古典であろうと同時代のものであろうと、キリスト教のものであろうと異教のものであろうと、ジョンは区別することなく引用する。しかしその中で古典はジョンにとって大きな比重を占めるものであった。

こうした古典観に従えば、『ポリクラテイクス』は古代政治思想の研究をおこなったのでもなければ、キケロなどの共和主義の復活を主張したのでもない。しかし、リーベシュッツの言うような共和

政体への理解の欠如、共和政的精神への接近の欠如を、そのままジョンの政治思想の特徴と結論づけることはできない。むしろジョンは共和政をカトリック教会の伝統的政治思想から消化し、彼独自のキリスト教共同体の国家理論を形成したのではないのか。ジョンが理想国家を想定する上で、古代ローマの共和政に関する知識は一つの有効な材料を提供したのではないのか。

ここでは一つの手掛として、'res publica', 'princeps', 'tyrannus.'といった言葉にジョンが託した意味を考察していききたい。もちろんブロックが示唆したように、それらの言葉は古代ローマの本来の意味を担って使用されたわけではない。ジョンが託した意味と本来の意味とが、どの程度、「近似」のものでありえるのか、そのところをまず見極めていきたい。だが、その前に、ジョンの政治思想の概略と、問題点を示しておく必要がある。

二

ジョンの政治思想は一般的には、中世における代表的「人民主権論」の一つとして特徴づけられる。例えば、H・ヘルビックは、その特徴を、人民の同意に基づく「君主」(この章では従来の慣例どおり princeps を君主と訳す。)の支配権の正当性、および法と掟を犯す「暴君」(同様に tyrannus を暴君と訳す。)に対する抵抗と暗殺の正当性の主張に求めている。中世における「人民主権論」は、十三世紀のアリストテレス政治学の西欧政治思想への本格的導入以降、パリのヨハネスやパドヴァのマルシリオが王権擁護を特徴とする「人民主権論」を展開する。これに対して、十三世紀以前では、特

に十一世のグレゴリウス改革以後、その影響下のもとで、教皇権擁護を特徴とする「人民主権論」が展開される。十二世紀におけるその典型がラウテンパツハのマネゴルトやソールズベリーのジョンであると考えられる。W・ウルマンは『ポリクラティクス』を特にグレゴリウス改革の影響下に位置させ、神の法を代表する教会は地上の権力に対し優越するという聖職者統治論がジョンの「人民主権論」の根底に存在しているとみなしている。¹³

ジョンの「人民主権論」の最大の特徴を示すが、神の法に反し、人民の利益を侵害する「暴君」は殺害されなければならないとする暴君暗殺論である。ジョンは、「暴君」とは、「剣を神から授けられたのではなく、力づくで奪い、法を好き勝手に乱用し、力による支配で人々を圧迫する。」「暴君とは法を無力化し、人々を奴隸状態にさせておかなければ何事もできないと考えている。」と規定する。¹⁴

他方、「暴君」の対立概念として「君主」が表示される。「君主は法に従がい、その命令によって人民を支配し、自らを人民の下僕とみなす。君主が国家経営に占める第一の地位を正当化するのには、法の徳によってである。君主の他の人々に対する優越は、私的人間が私的な事柄のみ責任があるのに対し、全共同体の重荷が君主の上のしかかっているという点にある。それゆえ、すべての臣下の力が彼に授けられ、彼の手の中に集められる。それは人々それぞれの利益を求め、成し遂げる能力を彼が持つためであり、国家が最もよい方法で秩序だてられるためである。」ジョンにとつて「君主」とは聖職者統治論、人民主権論に従った理想の支配者ということになる。¹⁵

聖職者統治論を發展させた形として、ジョンは両剣論を用いている。世界を支配する権力の象徴としての剣は、世俗君主の使用する物質的剣と教会の持つ霊的剣がある。「君主」の剣は教会から授けたものであり、死刑執行などの罪人を罰する下級の仕事に使用される。それは、より聖なる仕事に携わる教会が使用するものではなく、教会の代理人としての「君主」によって使用されるものである。¹⁶こうした両剣論はクレルボーのベルナルドなどによって主張された典型的な聖職者統治論である。

ジョンにとつての「暴君」とは、かかる剣を教会から授けられたのではなく、力づくで奪ったものである。ジョンはこの両剣論に基づいて「暴君」殺害の正当性を主張する。「暴君を殺害することは合法的であるだけではなく、権利であり、正義でさえある。剣を奪う者は剣によって滅びる。」「暴君の起源は不正で有毒な根から生じる。それゆえ暴君は有毒で生命に危害を与える成長した樹木であり、それに対しては斧が必ず振り落ろされねばならない。」ここに一つの「抵抗権理論」も見出すことが可能であろう。

しかし、ジョンの政治思想を一方向的に「人民主権論」・「抵抗権理論」と特徴づけることはできない。同じ『ポリクラティクス』の中にそれらと矛盾する陳述が表示されている。例えば第八巻二十章において「歴史は忠誠への誓いと義務によって暴君と結びついた者は暴君の殺害を企ててはならないと教えている。」と述べ、ダビデが「暴君」であるサウル王を、機会があったにもかかわらず殺害しなかつた例をあげている。¹⁷さらに「すべての権力は神から生じ、常に神とともに存在し、永遠に存在する。」という、「君主」の絶対的権

力を主張しているかのようなこの言葉は、J・ディキンソンの指摘を待つまでもなく、「絶対主義」の理論的支柱となる王権神授説に通じる。「君主」はいわば地上における神の姿であり、「君主」の殺害を企てたり、裏切ったりすることは、国家に対する叛逆であり、神に対する叛逆である。即ち神は権力者の手によって自らの意志を發揮するのであり、すべての権力は善である。およそこうした権力観は、パウロからアウグスティヌスに到る代表的な観点を受け継ぐものであろう。

ジョンの政治思想の中には、これら相矛盾する二つの権力観が、まとまりのある整合性を与えられずに同居している。しかも当然、ジョンの文脈においてそれらは矛盾、対立とは意識されていない。この問題の重要な鍵となる暴君暗殺論をめぐっていくつかの解釈がなされている。

デアル・プラは、毒殺などの「名譽と信仰を損うような形ではなく」などの限定を設けて、ジョンが暗殺論を肯定していると認め、「抵抗権理論」の一形態とみなしている。他方、ウルマンは聖職者統治論に基づく抵抗権の主張を認めつつも、『ポリクラティクス』八巻二十章の言葉を重視し、ジョンが結果的には暗殺論を取消している¹⁸とみなしている。

しかしこの矛盾、対立は、どちらか一方を肯定もしくは否定しようものではなく、むしろジョンの思考における古典古代的要素とキリスト教的要素の二元性に求める解釈がなされている。W・A・デユニングによればジョンの暴君暗殺論は、カエサル¹⁹の暗殺を正当化しようとしたキケロの『義務について』の一節からの完全な適用で

あり、「人民主権論」もその共和主義思想に負うところが大きい。一方、君主の主権が神に由来し、人々の絶対的服従を要求する点においては、キリスト教の伝統的理論による¹⁹としている。

ジョンの著作の本格的編集をおこなったC・ウェッブもまた暗殺論はあくまでローマ世界に限られるものであり、ジョンはそれを古典の知識として展示したにすぎない。「この論は彼の読者が思っているほど驚くべきことではなく、古典作家に見出せる共和主義的修辭の発展したもの」と述べ、ジョンがそれを現実に適用するつもりはなかったと論じる。この場合、「暴君」にはカエサルからコモドスに至る、キリスト教を否定したローマ皇帝が該当する²⁰。

またディキンソンは、ジョンの「絶対主義」的要素を、デユニングと同様、アウグスティヌスをはじめとする教父時代の伝統的キリスト教の政治思想の系統を引くものとしている。即ち、人間が無垢の状態においては、人間を支配する組織はなかったが、人間が罪深い存在となったために、人間の欲望を抑制するための、また神の怒りとしての国家が存在するようになった。そこでは神の使いたる王が鞭による訓育の支配をおこなう。他方、ディキンソンは「人民主権論」的要素を十一世紀に生じたローマ法復活の影響によるものとみなす。即ち、「君主」は、「国家の代表」、「公益の下僕」、「人民の召使」、「彼の行為は彼自身のものでなく、共同体の人々のものである」といった『ポリクラティクス』に散見できる表現は、ローマ市民が合意によってその権力を皇帝に移譲したものと規定するローマ法の傾向と一致するものである²¹。

これらの見解は、ジョンの思考における二元性をそのまま認めよ

うとする態度であつて、二つの要素の間の関係の様相はまったく考慮されていない。したがつて、前節で述べたようなジョンの古典の使用方法や古典観に関する視点を欠いており、ジョンの政治思想そのものもあまいいな輪郭でしか捉えられていない、きらいがある。また逆に、「人民主権論」や「絶対主義理論」などの近代的な意味が含まれている言葉で、ジョンの思想を簡明に割切つてしまおうとする傾向も窺える。

この中で、*'res publica'*、*'princeps'*、*'tyrannus'* という言葉の持つ内実を、できうるかぎりテクストの内在性から把握していきたい。

三

サザンの論法に従えば、*'res publica'*、*'princeps'*等の言葉をジョンは本来の意味内容で使用してはならないということになる。確かにジョンが想定したものは決して古代ローマの共和政体ではなかった。しかし、それならばなぜジョンはそれらの言葉の使用に固執したのか。*'res publica'*のかわりに *'regnum'* が、あるいは *'civitas'* がなぜ使用されなかったのか。また、*'princeps'*のかわりに *'rex'* あるいは *'imperator'* が使用されなかったのか。キリスト教共同体という意味合いを強めるならば、アウグスティヌスが『神の国』の題名で示した *'civitas'* のほうが相応しかったのではなかったか。

言葉の持つ本来の意味内容に無関心であつたというよりも、むしろジョンはその言葉の意味内容にある程度踏まえた上で、自からの政治思想を表現できる最も適切な言葉を選んだと言ふべきではないのか。彼にとって古典とは、真理に到達する際の、最も有力な手段

であつたはずである。

ジョンの *'res publica'* は『ポリクラティクス』第五巻において、ジョンがブルタークの著作として『トラヤヌス帝の教え』(Cicero's *Trajan*) の註釈という形で論述されている。この著作の存在は確認されておらず、リーベシュッツによればジョンの古代的意匠の一つとして、ジョンが架空に想定した著作であると推定されている。確かに、ミクロコスモスとしての人体とマクロコスモスとしての国家との一致から始まるこの論述は、古代の国家有機体論とはほぼ同様の内実を持つ。*'res publica'* は神の好意によって生命を授けられた一つの人体であり、人体の中心にある魂の位置を占める理性の節度ある力によって支配される。人体を直接支配するのは頭脳であるが、頭脳も人体に生命を吹き込む魂によって支配される。それと同様に *'res publica'* も頭脳に相当する *'princeps'* によって直接支配されるが、あくまで *'res publica'* に生命を吹き込むのは、魂たる教会であり、聖職者集団である。

'princeps' に関しては、ジョンは『ポリクラティクス』第四巻において旧約聖書の「申命記」を引用し、その解釈という形式で説明している。しかしジョンは *'princeps'* に具体的な概念規定をおこなつておらず、せいぜい共同体の長という曖昧な意味内容しか表現されていない。むしろ行うべき義務、守るべき教訓が数多く論じられている。*'princeps'* はこの地上における神の威厳を示すものであり、神が下された法の奴隷として、神の法に忠実に人々を支配する。*'res publica'* 全体の利益と成員個人の利益をもたすために行動し、そのために全権力が *'princeps'* に授けられる。全成員が健全な頭脳た

る「princeps」に従う限り、身体たる「res publica」は適切に作動する。それゆえ健全さを保つために「princeps」はさまざまに道徳的義務が課せられている。偽りによって他人の財産を強奪したり、多数の人々の犠牲の上で富を獲得するなど貪欲になってはならない。彼は自分の富を人々と共同体のものともみなすべきであって、彼自身の身体でさえ彼のものではなく共同体成員すべてに属するものなのである。また「princeps」は神の法、教会の教えを熟知しなければならぬために、文字や知識をよく学ぶことが不可欠の義務である。なぜならプラトンが言うように、「res publica」は真理を愛する者が統治する時、至高のものとなるからである。その他、ジョンは、愛妾や必要以上の馬や警護兵を持ったり、財産を浪費したりしてはいけぬなど日常生活にまで及ぶ諸注意をおこなっている。

このような「princeps」に対する忠告は、アウグスティヌスの『神の国』第五巻二十四章に始まるとされる「王侯の鑑」(speculum regis)の伝統を継承している。「王侯の鑑」とはキリスト教世界の統治に関する支配者の心得を説く書物のスタイルを言う。リーベシュッツによれば、このスタイルはグレゴリー一世の「Regula Pastoralis」を経て、九世紀カロリング時代のセデュリウスの「De Rectoribus Christianis」や十二世紀のフルーリのユーグの「De Potestate Regis」を受け継がれ、ジョンの『ポリクラテイクス』もこの系統を引いているとされる。兼平昌昭氏は「まさに消えんとする初期中世の世界像の観点から書かれたものであり、彼の君主論は伝統的な『王侯の鑑』以上のものではなかった。」と『ポリクラテイクス』を評価している。

しかし、確かにこうした伝統を継承していることは疑問の余地のないところではあるが、ただ単に「王侯の鑑」以上のものではなかったのだろうか。この場合、ジョンの「princeps」は「王侯」(rex)にすぎないのだろうか。

元来「princeps」とは共和政ローマにおいて、元老院議長(Princeps senatus)や執政官職に就いた元老院議員(Principes)といったいわば元老院の長老を示すものであった。しかし、アウグストゥス以降、この言葉には、独裁者の意味合いが付加されることになった。

確かに、ジョンが「princeps」という言葉で歴史上のいかなる人物を想定しているかという点、聖書の『申命記』を「王侯の鑑」の一つのモデルとして数多く引用しているように、まず古代イスラエルのすぐれた王が該当する。さらに第四巻六章の「princeps」の学習について述べてある箇所では、ローマ帝国では、皇帝が学識のある人物である時には繁栄していたが、文盲の皇帝が輩出した時に衰退したと論じて、前者の例としてコンスタンティヌス帝、テオドシウス帝、ユスティニアヌス帝などをあげている。こうした場合の「princeps」とは、「rex」および「imperator」とほぼ同じ内実とみなしてよいであろう。

しかし問題となるのは「princeps」継承に関するジョンの考えである。もし、ある「princeps」が神の命令を忠実に実行し、その子供が父の言動を忠実に守るならば、父の権利は問題なく子に継承されるこの場合、父の血統を無視して、別の「princeps」を擁立することは正しくない。他方、権力を濫用するか、その子供が「princeps」にふさわしくないと人々にみなされたならば、「princeps」の地位は別の

家系の優れた人物に、選挙による人々の同意のもとで継承されることとが正しい。ジョンは、*princeps* は「神の摂理の秘密の作用を通して、また時には聖職者の決定によって、選出される。そしてまた支配者を權威づけるのは全人民の票決によってである。」と主張する。神はいわば世襲制・選挙制、この二つのうち、その状況に応じた手段を用いることによって、*princeps* の権利を継承させようとする。

もとより、この考えはジョン独自のものではなく、ディキンソンも指摘しているように、十世紀のユーク・カペー擁立時のランス大司教アダルベロンの表明以来、教会の世俗権力に対する伝統的理論として維持されてきた。だが、十二世紀のイギリスとフランスは世襲制の確立期であり、ジョンはその対抗手段として教会の伝統的理論を補強しようとした。その際、ジョンはヴァカリウスによってイギリスにもたらされたローマ法の影響を受け、世襲制確立に対抗する一つの理論的根拠となした。こうした状況において、ジョンは *rex* よりも *princeps* という言葉こそがふさわしいと考えたのではないか。

この世襲制の否定に関して、共和政ローマの確立期に最初の *consul* となったブルートゥスの例をあげている。タルキニウス王が追放され、共和政が成立した後、息子が王政の復活を企て、陰謀を計ったことを知ったブルートゥスは、息子を反逆罪として処刑した。国家と人民の安全を息子の生命より優先させたブルートゥスは共和主義の理想とされる。しかし、いかに国家への忠誠のためとはいえ、子殺しの罪を犯したブルートゥスに対して、「中庸の精神」

を尊重するジョンは、いささかのためらいは感じている。だがいづれにせよ、ブルートゥスの対比として、*trianus* たるサウル王の息子に対する誤った態度を例として掲げているのを考慮すれば、ジョンはブルートゥスを *princeps* の一つの典型とみなしていることにまちがいはないのであろう。

さらにジョンは五賢帝の一人ハドリアヌス帝の例をあげている。ハドリアヌスは皇帝位に就いた時、元老院が息子にアウグストゥスの称号を授けようとしたのに対し、子供には徳育を施さねばならず、公職において優れた地位に就く者はまず徳において優れた者でなければならぬと答えたという。ジョンはハドリアヌスの言葉という形で、次のように述べている。「*princeps* の職務は血統によるものではなく、徳によるものである。また、徳によらず、生まれながらにして *rex* となった人物の支配のもとでは、どんな利得も存在しない。」(ここでは、単に世襲制の否定を述べているだけではなく、*princeps* と *rex* の相違も表示している。即ち、*princeps* は徳の備った者のみに継承されるのに対して、*rex* は血統の方が優先される。

頭脳に *princeps* に対して、心臓に該当するのが *senatus* である。この *senatus* に関するジョンの見解によって、ジョンの政治思想も、共和主義に対する理解も多少なりとも明確に把握できるのだが、*senatus* について書かれた第五巻九章は、ほとんどその構成員になるのに必要な資質である真の知恵や徳について述べられているだけであって、*senatus* 自体の機能についてはわずかな示唆にとどまっているにすぎない。ともあれ、ジョンは次のように述べて

いる。

「全人民の力(virtus)がそのメンバーの中に集中されるという理由で、アテネ人は、senatusをアレイオスパゴスと呼んだ。彼らは数多くの著名な発明をおこなったが、彼らのsenatus以上に健全で名高いものを樹立することはなかった。なぜなら、正規の職務を忠実に完了した後、勧告を与え、統治の職務(egimini officium)に参加し、弱い身体に強い精神を吹き込む年配の者の集団以上に高貴なものがあるだろうか。肉体労働が不可能になる度合に反比例して、彼らは智慧の面ですぐれた仕事をおこなう。実際、ギリシア人の中で彼らは、国家の指導者かまたはこれ以上到達することのできないほどの名譽を獲得する。任命された年配の者たちが指導しなかったり、賛同しなかった事柄はすべて実現されない。その上、ローマの創成期から彼らは金文字で刻まれ、智恵と年齢と父なる愛情において他のいかなる人々に優るがゆえに、patres conscripti(元老院議員)と呼ばれる。彼らの手には、勧告の權威とすべての公共事業を遂行する權威が存在する。」

少し長く引用したが、この文章から興味深い、いくつかの点が指摘されよう。まず第一に、senatusなる言葉でジョンは古代ローマの元老院のみを意味したのではなく、それは古代アテネのアレイオスパゴス会議をも含んだ極めて抽象的な概念である。いわば、ジョンの思考にはギリシアとローマの歴史的状况の差異を見定める視点がないわけであって、この点がサザンなどによって歴史的パースペクティブの欠如と言われる所似である。

しかし、行政の諮問機関であるという点、審議と承認を経ない事

項は実行不可能な点など人民の権力が集中し、その成員は最高の名譽を獲得していることにおいて、ジョンのsenatusとは古代ローマの元老院に「近似」のものではなかったか。

ジョンはprincepsとsenatusの関係についてほとんど述べていないが、後者の機能からみて、senatusは必ずしもprincepsに無条件で服従するものではない。いわば、心臓が頭脳から自律した機能をもって身体を生かしているように、senatusもprincepsから自律し、両者のすぐれた機能によって、健全たるres publicaが維持されると主張しているかのようである。

もし、princepsが「君主」、res publicaが「君主政体」であるならば、senatusはいったい何に該当するのか。「家士」や「諸侯」ではないことは明白であろうし、あえて国王の諮問機関とみなすのも無理があろう。senatusが元老院に「近似」のものであるならば、princepsも元首に、いさゝか極言するならば、共和政ローマの元老院議長(princeps senatus)に「近似」のものではなかったか。人体の目、耳、舌に該当するのがjudices et praesides provinciarumである。ここでも問題となるのが、この言葉がローマの属州を支配した法務官(praeior)なのか、あるいはヘンリー二世治下で確立されたシェリフなのか明確でないことである。ジョンは、

「praesidesはprovinciaの人々の中で司法行政を監督する人物である。そのゆえ彼は善人と悪人の区別を見極め、司法を施すための意志と手段を持たなければならない。」と述べ、princepsとの関係については「そのようなjudicesに正規の司法権を授けたprinceps」という表現や、「もしpraesidesが公正さを施す知識と意

志を持っていて、しかしそのための適切な権力を持っていないとするならば、その誤ちは彼自身のものというより、princepsのものなのである。」という表現からも窺えるように、「Judices et praesides」を任命するのは「princeps」であることは明白である。さらにジョンは「私の時代では」という限定つきで、この官職に就いている人々の法知識の欠如と腐敗ぶりを批判している。このことから、「Judice et Praesides」はシェリフの可能性が強いわけだが、そのみに限定してしまうには無理があろう。ここでも、古代ローマの法務官、十二世紀イギリスのシェリフなどを含む超歴史的な概念とみなすことが妥当であろう。

以下同様に、両手＝「officiales et milites」胃と腸＝「quaestores et commentarienses」というぐあいに人体との比喻をおこなっている。ここで古代ローマと最も異なるのが軍隊の性質である。「miles」の任務はまず教会の守護、信仰を犯す者を攻めること、貧者の保護、領土保全などがあげられ、また神と聖職者への奉仕とが義務づけられており、その誓いがなければ、教会によって叙任されない聖職者と同様であるとみなされる。この場合の「miles」は中世の騎士に最も近い内実を持っている。

このようにジョンは古代ローマの官職用語を用いて彼の「res publica」の制度を説明しようとする。しかしそれがローマ共和政そのものを示すのではないことは、古代ローマにはない制度を設けていることから明らかである。それはラテン語の単語にはないので次のように表現されている。魂の位置を占める聖職者＝「qui religionis cultui praesunt」。わき腹の位置を占める「princeps」を補佐する

人々＝「qui semper adsunt principibus」。後者は家臣団に相当するだろうが、特にジョンは、当時成立しつづけた宮廷人に想定しているらしく、後者について述べた同じ第六巻十章で、宮廷人に対する痛烈な批判を展開している。⁽³⁴⁾

このようにジョンの「res publica」とは古代ローマの諸制度の特徴も、ジョンと同時代の国家や社会の特徴をも含んだ超歴史的な国家概念なのである。

リーベシュッツは、ジョンはキケロの著作を数多く引用しながらも共和政に対する歴史的パースペクティヴが欠けていたとする。また兼平氏は、ジョンの政治思想は古代的意匠をまとった「王侯の鑑」にすぎないと断定する。確かにジョンはローマ共和政に対する充分な理解も、その復活の考えも持つことはなかったし、「王侯の鑑」の伝統的スタイルを継承するものであったろう。だが、歴史的パースペクティヴの欠如を指摘するのみではいささか片手落ちであるし、「王侯の鑑」のみに断定することは一方的すぎるのではないだろうか。むしろ、ジョンはキケロの著作などを通して共和政体がある程度理解し、教会の伝統的立場を強化しようとして、両者の理論的融合を計り、自らの政治思想を形成しようとして模索していたのではないか。それが多少の理論的破綻をきたしているとしても。

この場合、「princeps」とは、古代ローマの「princeps」の内実を含み、さらに「imperator」や「rex」(古代イスラエルの諸王やジョンと同時代の国王をも内包する)をも含む超歴史的な概念である。それは制度的なものではなく倫理的なものであって、もとより古代ローマにおいても「その徳、殊にその忠実の徳によって、古来の伝統を

守って國家を復活せしめるもの」という意味合いを持っていた。こうした「princeps」こそが、神の威厳によってその權威が基礎づけられ、その絶対的權力を保障されるのである。それゆえジョンはなにも「rex」や「imperator」に無条件に絶対的權力を認めたわけではなかった。ジョンの政治思想に絶対主義の王權神授説の先駆を見出そうとする説は、両者の相違を考慮に入れていないために生じた大きな誤解である。

ジョンの「res publica」とは古代ローマ共和政を示すものでも、ウルマンが述べているような地理上のラテン世界をも、また「ディキンソンが言うようにイングランドとがブリタニイを示すのでもない。それはいわば歴史的事実としての國家や地域を意味するのではなく、ジョンの想像上の、キリスト教共同体としての超歴史的な國家概念なのである。彼はそれを表現する上「res publica」⁽³⁶⁾、「princeps」⁽³⁷⁾、「senatus」などの、ブロックの言う「近似」の意味内容を持ったラテン語で表わす以外になかったのである。ここでは、ジョンの歴史的パースペクティブの欠如を断定するよりも、いかにジョンが古代ローマ共和政の思想や制度を自らの政治思想形成のために利用し、消化していったかを指摘すべきであろう。

四

「princeps」に対立する概念として「tyrannus」が存在する。「rex」や「imperator」が「princeps」になる可能性があるのと同様、神の法に反し、人々の利益を侵害し、奴隷状態にさせる「rex」などは「tyrannus」と呼ばれる。「この「tyrannus」が「頭腦」の位置を占めると、「res

publica」は完全に停止する。

この「tyrannus」を除去し、「res publica」を正常に機能させる手段として暴君暗殺論が主張される。しかし、この暴君暗殺論をもってジョンの政治思想に人民主權論や抵抗權理論の萌芽を見ようとすることは、「tyrannus」概念の中に絶対主義理論の先駆を見出そうとすることと同様に大きな誤解である。確かにジョンの暗殺論は、ケケロが共和政維持の立場からブルータスによる独裁者カエサルを暗殺を理論的に支持する『義務について』の一節を引用したのだが、だからといって、それがそのまま共和政そのものの支持の立場にはつながらない。彼の暗殺論にはそうした基盤の底が抜けているのである。

ジョンは「tyrannus」の神学的役割について次のように展開している。なぜ神が邪悪なる「tyrannus」の存在を許している理由は「tyrannus」が罪深い人間への罰として、また善人には大いなる試練として神から降された使者だからである。『列王記』にみられるように、イスラエルの民は神の怒りによって、サウル王などの「tyrannus」を送り込まれた。彼らは暴虐の限りを尽していても、神によって聖別されている。なぜなら、すべての権力は神から由来するからである。⁽³⁸⁾

ジョンはここで、ヘーゲルの「理性の詭計」と似たような論理を展開する。神は歴史の個々の局面においては「tyrannus」を用いて悪を操作し、人々を不幸に落とし入れるが、全体の局面においては結果的に善を成就せしめ、神の意志を地上にもたらそうとしている。いわば、「この悪は善の多様な要素を内包している」⁽³⁹⁾のである。そして「tyrannus」の暴虐によって人々が悔い改め、救済を神に祈った

時に、*tyrannus*はその役割を果し、神は、*tyrannus*を地上から消滅させる⁽⁴⁰⁾。

それゆえ、*tyrannus*を消滅させるかどうかは神の意志によるものであり、人間の自由意志の領域には属さない。*tyrannus*が *res publica* の頭脳の位置を占めると、それはいわば頭脳が狂気となった状態であり、身体全体の機能が腐敗する。魂は神を犯す聖職者に、心臓は愚かな *senatus* に、目、耳、舌は不正な行政官に、手は暴力的な軍隊に、足は反抗的な農民になってしまふ。この狂気の状態を身体みずから、即ち *res publica* の内部から治療することはできない。それは神からのみ正気の状態にもどすことが可能になる。

神が、*tyrannus*を消滅させる方法は、天災、病氣、自然死、事故死などがあり、人々が、*tyrannus*に対処する最も賢明な方法は、それが過ぎ去るまで忍耐強く待つことである⁽⁴¹⁾。確かに、*tyrannus*消滅の方法の一つとして、人間の手による殺害を含めているが、それはあくまで個人的な行動として神の意志を表わすものでしかなく、集団による組織的な抵抗を主張しているわけではない。

あるいはまた、ジョンが第三巻十五章で「人は一方で、友人とともに暮すことができるが、他方で、*tyrannus*とともに暮さなければならぬ。友人にへつらうことは許されぬことだが、*tyrannus*にへつらうことは許される。なぜなら、殺害しても当然な人物にへつらうことは許されるからである。さらに、*tyrannus*を殺害することは許されるだけでなく、権利であり、正義でさへある。」⁽⁴²⁾この引用した文章の最後のセンテンスがキケロの『義務について』の一節からの借用なのだが、ジョンの文脈からみれば、キケロ本来の文脈

の意味とはまったく異なることが了解されるであろう。この場合の殺害とは、あくまで、*tyrannus*に対処する一つの方法にすぎず、それは、*tyrannus*に対してへつらうこと (*adulari*) や喜ばせること (*mulcere*)、*damna* (*decipere*) と同一の次元でしかなく、*tyrannus* から身を守るための極めて現実的で、実利的な対応としか言えない。

このようにジョンは人民主権による、*tyrannus*に対する抵抗権理論を主張してはいない。ジョンの人民観は、「服従を伴わない愛は何の役に立たない。正義の歯車が停止する時、人々は法に反する行為に走るからである。」⁽⁴³⁾ という言葉に見られるように、彼は人々の *princeps* に対する服従を要請し、人民の中に正義や権力の正当性を求める主張はない。人民はむしろ導びかれる対象であり、主権は *princeps* や *senatus* などのすぐれた知恵を持つ *エリート* のみに限られる。ここには、被支配者の同意の基に政府が成立するという社会契約的要素も、人民が圧制者に対して抵抗する権利を持つという革命権理論も無縁である。

だが、いずれにせよジョンが、*tyrannus*の殺害を述べていることは事実である。この点に関してジョンの真意を探るためには、まず、*tyrannus* という言葉がどのように使用され、いかなる人物を示すのか、検討しなければならない。

ジョン研究の古典的位置を占めると評される W・ウェッブはすでに述べたようにカエサルからコモドスに至る反キリスト教の立場にいたローマ皇帝に、*tyrannus*を帰している。H・ヴィエルゾフスキーは一一三〇年両シチリア王国を建国したロジェ二世こそジョン

が「tyrannus」にふさわしいと考えた人物であるとしている。⁽⁴⁴⁾ ロジェ二世は一一三八年以後、征服地のアプリアにおいて住民の叛乱をなくすため恐怖政治を施き、またシチリアの教会をめぐって教皇エウゲネス三世と対立した。ジョンは『教皇史』第二十七章において「ロジェは教会の自由に干渉し、シチリアの教会を支配している。王は教会を王国に従属せしめ、永久に虐げるであらう。」と述べている。

J・シュペールルは、ドイツ皇帝フリードリヒ・バルバロッサを想定している。⁽⁴⁶⁾ バルバロッサは、一一五九年教皇ハドリアヌス四世の死後、その腹臣であったロランド・パンティネリがアレクサンドル三世となったことに対抗し、パドヴァの宗教会議でヴィクトル四世を擁立して、ここに教会分裂(シスマ)が生じた。ジョンは、名指しは避けているが、シスマを起す者のことを、その書簡や『ポリクラティクス』の中で、「tyrannus」の仕業であるとして激しく批判している。⁽⁴⁷⁾

H・リチャードとM・A・ローズはヘンリー二世のイングランド教会への政策に対するジョンの不安が彼に暴君暗殺論を書かせた原因であるとしている。⁽⁴⁸⁾ ヘンリー二世は教会法、特にその選挙制と司法機能に対して干渉をおこない、さらに一一五七年には教会財政に対する侵害をおこなった。こうした政策に対する警告の一つとして、ジョンは、名指しは控えているが、暴君暗殺論を展開したとみなされる。

このような歴史上の国王に「tyrannus」を想定する解釈に対して、リーベシュッツはその適用をより広範囲に拡大する。⁽⁴⁹⁾ 即ち、教会の

自由と権威を犯し、社会の平和を乱す者すべてが「tyrannus」たる資格を持つ。ジョンは特にステューヴン王時代のアナキーな状況における封建領主たちの粗暴なるまいに対して「tyrannus」という表現を与えたとしている。

ここではリーベシュッツの説が『ポリクラティクス』の文脈により沿った解釈ではないかと考えられる。何よりもまず、ジョンの使用する「tyrannus」概念が必ずしも「tex」のみに限定されるのではないことに注意すべきである。ジョンは、「暴虐をおこなうことは支配者に限られたことではなく、上位の者から授けられた権力を彼に属する者に対して濫用する者すべてが「tyrannus」である。」と明言し、さらに、「暴虐をおこなうのは王のみではない。私人(privatus)の中にも数多くの「tyrannus」が存在する。彼らは自分が持っている権力で禁じられた事柄を遂行しようとする。ところで私が「tex」と「tyrannus」とを結びつけているように誰もが見えたかもしれない。なぜなら、「tex」は正義や「princeps」にふさわしい行為をおこなうことにその名前がともと由来しているのだが、その名前は共通の誤用によってしばしば「tyrannus」に適用されることとなったからである。」と述べている。⁽⁵⁰⁾

またジョンはローマ教会内部の腐敗を批判するにあたって「tyrannus」という言葉を使用している。例えば「もし私が高位聖職者の中にも「tyrannus」を見出すことができると告白しなければならぬとしても、私を憎んではならない。」⁽⁵¹⁾と述べて、特に高位聖職者たちは、自分の快樂に奉仕し、彼らを選んで守護者と做してくれた人々を圧迫し、略奪している、と激しく批判している。

このように、ジョンの使用する「tyrannus」という言葉は、極めて広範囲に適用されている。「tyrannus」は家族という私的な集団から教会、国家に至るあらゆる次元の集団に存在する可能性があるという。ジョンの想定する「tyrannus」とは特定の人物を指すのではなく、彼が批判の対象としたすべての人物を示すのであり、この言葉はいわば、彼をとりまく政治状況を中心とする現実への厳しい批判精神の表出ではなかったか。

しかし、これらの記述からも窺えるように、ジョンは広範囲の「tyrannus」概念に、ある程度の区別を設定しているように思える。例えば、聖界の「tyrannus」と俗界の「tyrannus」、王の「tyrannus」と王以外の「tyrannus」、国家に書をなす公的な「tyrannus」と私的な「tyrannus」といった対をなす三組の区別が想定される。王の「tyrannus」のみが公的な「tyrannus」に該当するのかどうかなど、それぞれの組と組との関係はいかなるものかなどの明確でない余地は多分に残る。だがいずれにせよ、ジョンはこの区別に従って、その対応もそれぞれ異なったものを提示している。

もし「tyrannus」を他の方法で抑制することができなければ、彼らを殺害することは常に名誉なことである。ここで私は、私的な（privatus）な「tyrannus」ではなく、「res publica」を抑制する「tyrannus」について話しているのである。なぜなら、私的な「tyrannus」はすべての人々の生活を拘束する公的な法律によって容易に抑制できるからである。しかし、聖職者の場合は、たとえ彼らが暴虐をおこなっても、聖職を剝奪された後、神の教会に対して血塗られた手を振り上げるようなことさえなければ、聖なる事柄への敬意ゆえに、

彼らに対して物質的剣を使用してはならない。⁽⁵³⁾」

このようにジョンが殺害を正当化しているのは「res publica」を抑圧する公的でしかも世俗の「tyrannus」に限られている。これが王の場合のみを示しているのかどうかは明確ではないが、ジョンは王の「tyrannus」殺害を無条件で認めているわけではなく、いくつかの制限を加えている。例えば、「歴史は、ある「tyrannus」に忠誠を誓って結びついた者が彼の死を企ててはならないことを教えている。」と述べ、特に毒殺の禁止を説いている。また、「tyrannus」の除去は名誉と信仰を失うような形ではなく、遂行されるべきであるとして、忍耐よく「tyrannus」であるサウル王に対処したダビデ王の例をあげている。すでに述べたように、「tyrannus」に対する最も有効な処置は、それが自然消滅するまで待つことであつた。

「「tyrannus」を暗殺することは許されるだけでなく、権利であり、正義である。」という言葉が、無条件で適用されるのは、王以外の、国家に書をなす世俗の「tyrannus」のケースということになる。しかし、この条件を満たす具体的な人物名をジョンは明確に示しているわけではない。それゆえあくまで推定ではあるが、ステーション王時代のアナキーな状況下における封建領主たちが、その条件を満たすものとして推定される。ジョンが『ポリクラティクス』において自国の、同時代の人物を名指しで「tyrannus」として批判しているのは、彼らが唯一の例である。

ジョンはまず、聖エドムンド教会の財産を略奪し、破壊行為をおこなったステーション王の息子の例をあげ、続いてエセックス伯ジェフリーを筆頭に、シェスター伯ラルフ、ベルフォード伯ミレス、リ

ツチモンド伯アランなどをあげている。⁽⁵⁶⁾ 彼らはいずれもシェリフ職を私物化し、傭兵を用いて私闘を繰返した。「彼らは伯というよりは公共の敵であり」、「彼らの悪意は著しく、彼らの悪業は有名であり、彼らの悲惨な結末は我々が無視することのできない事柄である。」⁽⁵⁶⁾と批判する。またジョンは古代の歴史を知らない人物でも、彼らの行為によって、'tyrannus'を理解することができると述べている。⁽⁵⁷⁾

リーベシュッツは、ジョンのこうした発言から「古典古代の暴君暗殺論の復活は、英国教会の、特にステューヴン王のアナーキーな時代のカンタベリー地方における教会の現状に関する彼の感情の表出であると思われる。この時代、英国教会には'tyrannus'が群がっていたとみなされていたのだった。」と論じ、また、このアナーキーな状況を収束させたヘンリー二世に対して、ジョンが暗殺論を適用する意図は持っていなかったとみなしている。⁽⁵⁸⁾ ジョンの師でもあるカンタベリー大司教テオパルドがステューヴン王に対してそのような意図を持ちあわせていなかったのと同様に、ジョンにとっても聖別された王は、彼の罪や欠点にもかかわらず合法的な支配者なのである。⁽⁵⁹⁾

ジョンはおそらくアナーキーな状態を収束させる中央集権的王政の到来を望んでいたのに違いない。「tyrannus」を殺害することは許されるだけでなく、権利であり、正義である。」という言葉のすぐ後に、ジョンは次のように述べている。「法(jus)が法(lex)の力を殺ぐ者に対して武装すること、そして国家権力(publica potestas)が国家の手を麻痺させる者に対して厳格に処分することは当然のことである。反逆がどのような形態をとろうとも、法に対するものはどおぞましいものはない。それゆえ暴君ども(tyranni)は国家のみ

ではなく、国家以上のものに対する罪なのである。」⁽⁶⁰⁾

王が'tyrannus'であるならば、すでに述べたように、国家は狂気の状態にあり、国家内部で正常な状態に戻す機能は与えられていない。しかしこの陳述からは、国家は「暴君ども」に対する防衛機能を持つべきであるという内容が窺える。それゆえ、ここでいう「暴君ども」とは王以外の存在であり、ステューヴン王時代の封建領主と想定することが可能であろう。

ともあれ、このアナーキーな状態は、一一五四年のヘンリー二世の即位によって終りを告げる。『ポリクラティクス』が完成されたといわれる一一五九年の時点では、ヘンリー二世は、ジョンの要望に答えたかに見える。だが、やがてヘンリー二世が新たな'tyrannus'へと転化する予兆もジョンは感じていたのに違いない。

五

さて以上、『ポリクラティクス』の中心的概念となる'res publica', 'princeps', 'tyrannus'の検討をおこなった。『ポリクラティクス』は、いわばギリシア・ローマの古典と聖書や教父の著作などの知識の百科全書的な様相を呈しており、その論旨は時には錯綜し、一貫性を持っていないと到底言い難い。ここでは概念の明確化を計るために、いささか強引に素材を整合した感もなくはない。

ジョン研究の集大成と評価されているのが、リーベシュッツの論考であるが、ここでは結果的に、'res publica', 'princeps'概念に関してはリーベシュッツに対する批判を展開し、'tyrannus'概念に関してはそれを補強する立場を取ることとなった。前者の検討では、

所謂十二世紀ルネサンス論に対し、即ち古典精神の理解の欠如を主張するよりも、自己の思想形成にとっていかに消化し利用したか、その様相を重視すべきであることを前提とした。ジョンは古典古代の政治概念を、自己の理想とするキリスト教共同体国家を表現するために用いたのである。また、*princeps* 概念に関して、その神による権威の授与は、近代絶対主義の王権神授説とは異なるものであることも示した。

他方、*tyrannus* 概念に関しても、その暗殺論を抵抗権理論とみなす従来の見解に対して、その神学的文脈に沿って考察する限り、抵抗権理論とは異なる内実を持つことを示した。むしろ、この暴君暗殺論とは、ジョンを取り巻く政治的社会的状況に対する彼の批判精神の表出の一形態とみなすことができよう。

『ポリクラティクス』が完成された一一五九年以降、ヘンリー二世との対立が不可避となり、ジョンの政治的立場が追詰められていくにつれ、彼の批判精神はますます鋭く研澄されていく。彼の *res publica* 論は確かに伝統的要素の集合体という様相を呈するが、現実の政治状況とぶつかる時、彼の批判精神は、彼の政治思想に彼独自の原物としての光を放つことになる。次の機会には、ジョンの書簡集などを通して、彼の目に映った同時代の政治状況とそれに対する彼の批判精神のありようを論じていきたい。

注

- (1) M. Bloch, *La Société Féodale*, Paris, 1939, pp. 121~126.
 (2) C. H. ハスキンス『十二世紀ルネサンス』野口洋二訳、創文社、一九八五年。

(3) F. W. Southern, *Medieval Humanism and Other Studies*, Oxford, 1970.

(4) E. パノフスキー『ルネサンスの春』中森義宗、他訳、思索社、一九七三年、一二九頁。

(5) F. W. Southern, op. cit., p. 30f.

(6) H. Liebeschütz, *Medieval Humanism in the Life and Writings of John of Salisbury*, London, 1950, p. 84.

(7) 田中峰雄「ロマンネス・サレスベリイ・ヘンシスの学芸観」『史料』五八巻五号、一九七五年、七六頁以下。なお、註5の訳は田中氏より借用した。
 (8) Poliraticus(ポレラチコ、略記) VII-10. 文獻は C. Webb (ed.), *Joannis Saresburiensis Episcopi Carnotensis Poliratici libri VIII*, 1909, を使用。なお J. Pike (trans), "Frivolities of Courtiers and Footprints of Philosophers", 1938. 及び J. Dickinson (trans), "The Statesman's book of John of Salisbury", 1927. を参考とした。

(9) Pol, VII-10.

(10) H. ヘルビグ『ヨーロッパ中世の人民主権理念』樺山紘一訳、『史学雑誌』七五編四号。

(11) W. ウルマン『中世ヨーロッパの政治思想』朝倉文市訳、御茶の水書房、一九八三年、一二八頁〜一三三頁。

(12) Pol, III-15. Pol, VIII-17.

(13) Pol, IV-1.

(14) Pol, IV-3.

(15) Pol, VIII-17.

(16) Pol, VIII-20.

(17) M. Dal Pra, *Giovanni di Salisbury*, Milan, 1951.

(18) W. Ullmann, "The Influence of John of Salisbury on Medieval Italian Jurists", *English Historical Review*, 59 (1944), p. 387.

- (61) W. A. Dunning, *A History of Political Thought*, New York, 1923, pp. 187 f.
- (62) C. Webb, *John of Salisbury*, London, 1932, p. 66.
- (63) J. Dickinson, "The Medieval Conception of Kingship and some of its Limitations as developed in the Policraticus of John of Salisbury", *Speculum*, I (1926).
- (64) *Pol.*, V-1.
- (65) *Pol.*, IV-4, 5, 6.
- (66) H. Liebschütz, *op. cit.*, p. 34 f.
- (67) 藤田真一『ロマンニクス・カネズシリヒンニクス・ノブリカ殿』『西学改革』第一卷 五八頁。
- (68) *Pol.*, IV-6.
- (69) *Pol.*, V-6.
- (70) J. Dickinson, *op. cit.*, p. 316 f.
- (71) *Pol.*, IV-11.
- (72) *Pol.*, IV-11.
- (73) *Pol.*, V-9.
- (74) *Pol.*, V-11.
- (75) *Pol.*, VI-1.
- (76) *Pol.*, VI-10.
- (77) 藤田真一『羅馬元首政の起源と本質』法政書局 一九三六年 一六九頁。
- (78) W. Ullmann, *The Growth of Papal Government in the Middle Ages*, 1955, p. 428.
- (79) J. Dickinson, "Introduction: The Place of the Policraticus in the Development of political Thought", in, *The Statement's book of John of Salisbury*, 1927, p. xxv.
- (80) *Pol.*, VIII-18.
- (81) *Pol.*, VIII-18.
- (82) *Pol.*, VIII-21.
- (83) *Pol.*, VIII-21.
- (84) *Pol.*, III-15.
- (85) *Pol.*, IV-8.
- (86) H. Wieruszowski, "Roger II. of Sicily, Rex-Tyrannus, in Twelfth-Century Political Thought", *Speculum*, 38 (1963).
- (87) *Historia Pontificalis*, XXVII, M. Chibnall (trans), "John of Salisbury's Memoirs of the Papal court", London, 1956.
- (88) J. Spörl, "Gedanken um Widerstandsrecht und Tyrannenmord im Mittelalter" in, B. Pfister and G. Hildmann (ed), *Widerstandsrecht und Grenzen der Staatsgewalt*, Berlin, 1956.
- (89) *Pol.*, VIII-23.
- (90) R. H. and M. A. Rouse, "John of Salisbury and the Doctrine of Tyrannicide", *Speculum*, 42 (1967).
- (91) H. Liebschütz, *op. cit.*, p. 52 f.
- (92) *Pol.*, VIII-17.
- (93) *Pol.*, VIII-17.
- (94) *Pol.*, VIII-17.
- (95) *Pol.*, VIII-17.
- (96) *Pol.*, VIII-18.
- (97) *Pol.*, VIII-20.
- (98) *Pol.*, VIII-21.
- (99) *Pol.*, VIII-21.
- (100) *Pol.*, VIII-21.
- (101) H. Liebschütz, *op. cit.*, p. 52.
- (102) *Ibid.*, p. 53.
- (103) *Pol.*, III-15.